

倉敷市阿知3丁目東地区 再開発ニュース第13号

2019年4月15日発行

発行／倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合

権利変換期日を迎えました！

平成31年4月15日に「**権利変換期日**」を迎えました。再開発組合では、当日付で法務局に対して都市再開発法第90条に基づく権利変換の登記申請を行い、無事に受領されました。この登記には、従前の土地の表示の抹消登記、新たな土地の表示の登記、新しい再開発ビルの敷地の共有持分の保存登記等が含まれています。**つまり、土地については、従前の土地の権利が消滅し、新しい再開発ビルの床を取得する方による共有の土地**（再開発ビルが北棟、南棟に分かれているため、宅地は2筆になります。）**に生まれ変わりました。**



「権利変換期日」とは、現在の権利が新しい再開発ビルの床を取得する権利に置き換わる日、もしくは現在の権利（借地権、借家権など）が消滅する日のことを言います。つまり、**関係権利者の従前の権利が、権利変換計画に定められた内容どおりに、一括で行われる日のこと**です。

【補償金の支払時期について】

都市再開発法第90条の登記申請書が受理された後、**地区外へ転出する権利者を対象**に、平成31年4月15日付で、土地の買い取り額として権利変換計画に記載の金額に法律に定める利息相当額を加算して、土地代をお支払いさせていただきました。

一方、組合では、**借家人等を含む関係権利者を対象**に、「土地の明渡しに伴う損失補償契約」の締結を進めておりますが、この補償金に関しては、**明渡し実行時点で、契約書に記載の金額をお支払いします。**契約の締結にご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、**補償契約を締結しなかった場合につきましては、都市再開発法の規定に基づき、供託手続きによる補償金の支払いとなりますのでご注意ください。**

組合事務所移転のご案内

皆様の明渡しと並行して、当再開発組合の事務所も地区外に移転することになります。地図上に示しておりますように、新事務所は、倉敷中央通りを挟んで向かい側の「藤徳物産ビル」の2階になります。なお、組合掲示板は、建物入口と、施行地区内の2か所に設ける予定です。

移 転 日 : 令和元年5月11日(土)~

移転先住所 : 岡山県倉敷市阿知二丁目9番10号
藤徳物産ビル2階

(※電話番号、FAX番号はこれまで通りです。)



【問合せ先】 倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合

住所：倉敷市阿知3-9-32（ふれあい広場） TEL 086-424-0111

倉敷市建設局まちづくり部市街地開発課

住所：倉敷市西中新田 640 番地

TEL 086-426-3505



事業ホームページ
QRコード